

行為	市街化区域	市街化調整区域
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	(1) 第一種低層住居専用地域：軒の高さが7メートルを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物 (2) 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域又は第二種住居地域：高さが10メートルを超える建築物 (3) 準工業地域又は近隣商業地域：高さが15メートルを超える建築物 (4) 商業地域：高さが20メートルを超える建築物 (5) 上記にかかわらず、延床面積が500㎡を超える建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・専用住宅及び兼用住宅並びにこれらに付随する車庫、倉庫その他の建築物を除くすべての建築物。
工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・高さが15メートルを超える工作物 	
開発行為 <small>(※1)</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・開発許可申請が必要な開発行為すべて(1000㎡以上) 	
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・変更に係る土地の面積が600㎡以上のもの 	
木竹の植栽又は伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・600㎡以上の木竹の植栽又は伐採 	
屋外における土石、廃棄物 <small>(※2)</small> 、再生資源 <small>(※3)</small> その他の物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、その用途にかかる面積が600㎡以上のもの 	
水面の埋立て又は干拓	<ul style="list-style-type: none"> ・600㎡以上の事業区域における水面の埋め立て又は干拓 	